

外国特許トピックス

2016年12月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

UPC 協定に対するイギリスの批准

イギリス政府は、2016年11月28日付けで、欧州統一特許裁判所協定(以下、UPC協定)に批准する方向であることを発表しました。2016年7月の外国トピックスにおいて、イギリスがEUから離脱することにより、欧州統一特許と欧州統一特許裁判所の制度開始が遅れる原因の1つとなりそうであることをお伝えいたしましたが、このたびの発表は本制度の開始が遅れるとの予想を覆すことになりそうです。そこで、今回はイギリスのUPC協定批准について、イギリス政府の発表内容と欧州特許庁の声明を紹介いたします。

(1) イギリス政府の発表内容

イギリス知的所有権國務大臣のNeville Rolfe 女性男爵は、欧州統一特許と欧州統一特許裁判所が企業にとって欧州における発明を保護する選択肢の一つとなる新しい制度であることを認めた上で、「イギリスはEUの一員である限り、最大限の能動的な役割を果たし続ける。我々は、EUとの新たな合意を協議するにあたり、イギリスにとって最大の利益を追求する。我々はこの合意が友好国と同盟国が享受する成熟した協力的な関係を反映することを求める。この合意の中には、財やサービスの自由貿易が含まれることが望ましい。この合意によって、イギリス企業に対して1つの市場での貿易や取引の最大限の自由を与え、また、ヨーロッパ企業に対しても同様のことをイギリス国内において与えることを望む」として、EUの一員にとどまらず、EU主要国の立場から、EU全体の利益を考慮してその役割をしっかりと果たして行くことを強調しています。

Rolfe 女性男爵は、「今回の決定は、今後予定されているEUとの離脱交渉に先手を打つようなものではない」ともコメントしており、これに対しては、EU離脱に向けたEUとの交渉や駆け引きの意識をうかがわせるものだとの見方もあります。確かに、イギリスにとって、EUに協力的な姿勢をとることでEU離脱のための交渉がより上手くいくという側面はあるかもしれませんが、欧州特許が複数の個別の国内特許の束となっている現行において、欧州各国での特許権維持・管理や重複訴訟のコスト削減、各国訴訟結果の相違を解消するという大きな目的に比べたら、特筆すべき側面ではないと思われれます。

(2) 欧州特許庁の声明

欧州特許庁長官 Benoît Battistelli 氏も、上記発表の翌日に以下の声明を出して、イギリス政府のUPC協定批准の方向を歓迎しています。

「今回のイギリス政府からの重要なニュースは、永らく待ち望まれていた統一裁判所が間もなく実現されることを意味する。利用者、特に中小企業は、これまで欧州の単一特許システムの設立を待ちわびていたので、このニュースで安心することは間違いない。今回のイギリス政府の発表で、残りの批准については今後数ヶ月の間に行われる道筋が立ったので、新しい裁判所の稼働ももう間近である。統一裁判所は、全ての加盟国において迅速な法的措置の実施をもたらす、調和された裁判所の決定を提供することになるであろう。」

イギリスのロンドンには、欧州統一裁判所の一審裁判所の中央局・支部が設置(本局はフランスのパリに、支局のもう1つはドイツのミュンヘンに設置)され、国際特許分類のCセクション(医薬品、バイオテク、化学、農業及び医療機器)を含む、広範囲の訴訟の審理を行うことが予定されています。すでに裁判官の任命及び研修が始まっており、書式及び出願に実際に関するもの(ITシステムを含む)の最終化が急ピッチで進展している矢先にイギリスのEU離脱が決まりましたので、一時は暗雲が立ち込める状況もありましたが、今回の発表でイギリスのEU離脱の影響なく、欧州統一特許と欧州統一特許裁判所の制度開始に向けた最終段階に入ったといえます。順調に進めば、当初の予定どおり2017年内には新しい欧州統一特許制度が開始される見込みです。

(※)

新年を迎えるにあたり、ここ最近では最大の特許改革が起きる2017年の欧州に注目して参ります。

※UPC協定の発効のためには、EU加盟国の中で欧州特許出願の多い上位3カ国(例年ではドイツ、イギリス、フランス)を含む13カ国の批准が必要とされていますが、現時点で、フランスのほか、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、フィンランドの合計11カ国が批准しており、あとはイギリスとドイツの批准を待つのみとなっています。

以上